

① 森林管理・環境保全直接支払支援事業について

ポイント1 『支援は、集約化し計画的な施業を行う者に限定』

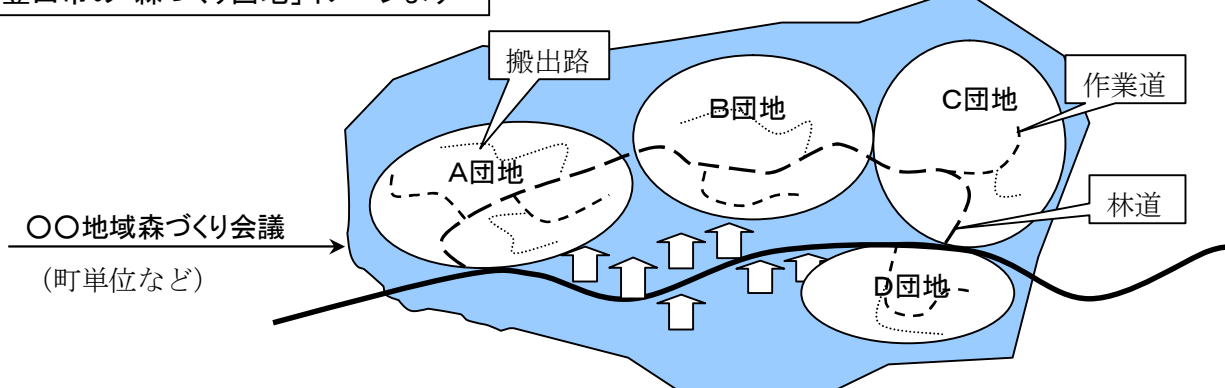
- 1) 森林経営計画（新設）の作成者（森林組合等）へ直接支援する。（交付金）
- 2) 間伐（～60年生）について、5ha以上集約化した搬出のある場合のみ支援する。
- 3) 森林経営計画の区域内で、一定量（1haあたり平均10m³以上）の間伐材を搬出した場合に支援する。
- 4) 間伐材の搬出材積に応じて標準単価を設定する。

ポイント2 『切置き間伐から路網を活用した搬出間伐へ』

- 1) 森林作業道の計画的な整備を要件化する。

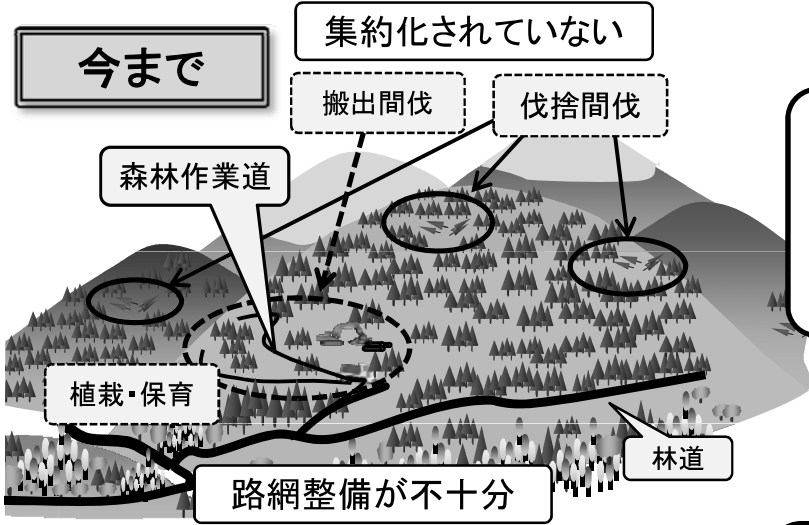
- 推進方針
- ・市の団地化を進めるなかで、制度設計に合致した団地設定を行うことによって事業地確保を図る。
 - ・利用間伐と切置き間伐の両事業地を包含することで、切置き間伐においても従前どおり補助対象とする。
 - ・森林経営計画は、現行の「団地間伐計画」を制度設計に合わせ移行する。
 - ・切置き間伐については、積極的に「県税」事業を活用する。なお、補助制度の手法がない受託事業に限り矢作川水源基金助成金の対象とする。

豊田市の「森づくり団地」イメージより



森林管理・環境保全直接支払制度について

森林環境保全直接支援事業(公共) 29,412(0)百万円
 施業集約化促進対策(非公共) 3,000(0)百万円



共同で間伐や路網を整備する集約化をせずに、個々バラバラに間伐。そのため、路網整備が遅れ、伐り捨て間伐が主体に(間伐による木材収入も得られない)。このままでは、10年後(次回間伐)も同じことの繰り返し



- ・ 集約化を進め、自然の地形を活かした計画的な路網整備と搬出間伐を促進
 - ・ 市町村の森林・林業行政をサポートするフォレスターなど、担い手となる人材を育成
 - ・ 木造公共建築物や、バイオマス利用等木材の需要拡大
- ↓
- これらの一体的な取組により、コンクリート社会から木の社会への転換を図る

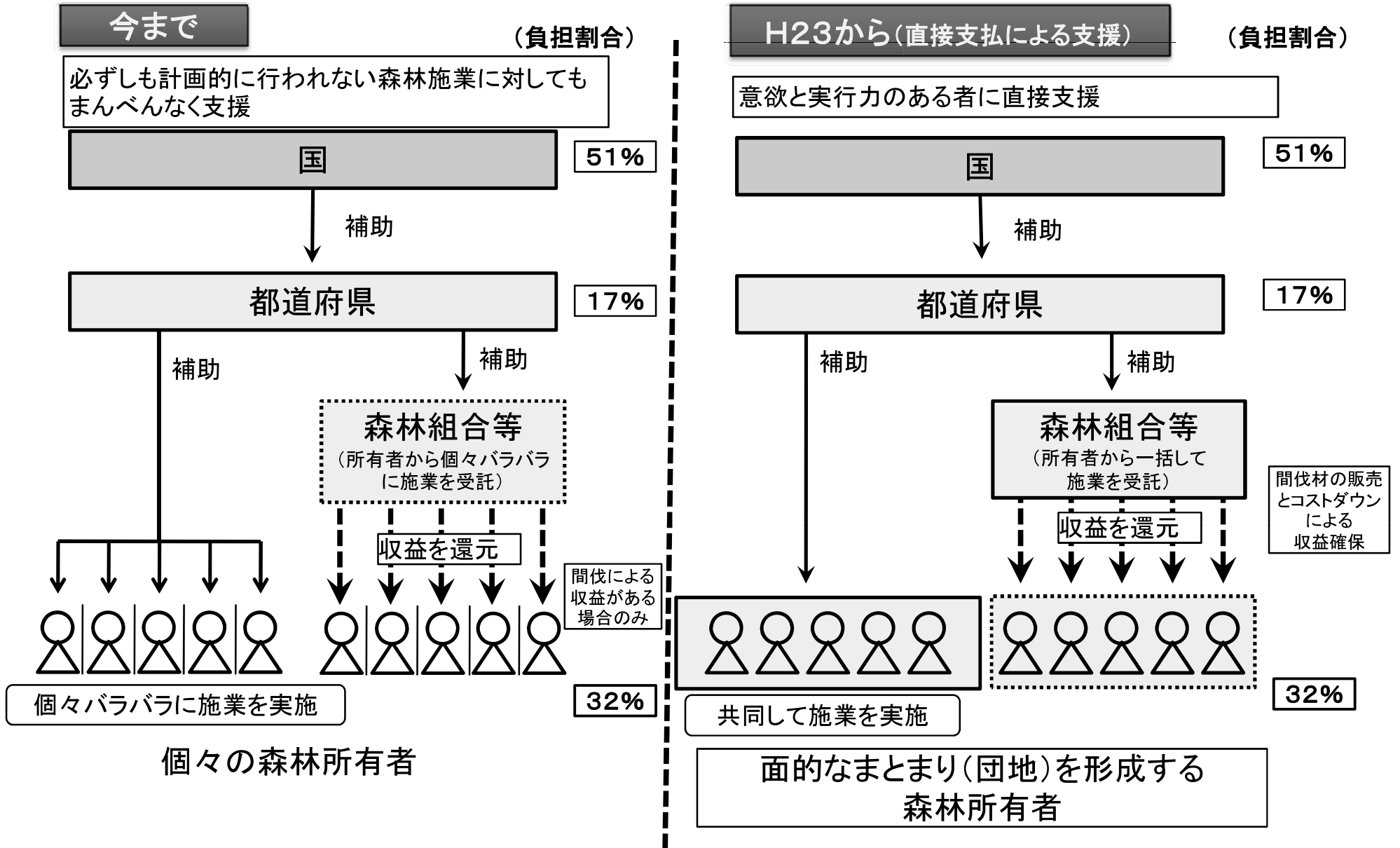
10年後

- ・ 集約化団地が設定され、路網整備が完了
 - ・ 機械化の促進やオペレーター等の技能向上
- ↓
- ・ 10年後(次回間伐)には、搬出間伐のコストが低減し、間伐収入と相まって補助なしでも間伐が可能

低コスト化が進み、間伐が黒字となることが、対策全体のインセンティブにつながる

木材自給率 50%の達成

直接支払での補助金の流れ



※都道府県又は市町村が森林所有者負担(32%)の一部を任意に補助している地域もある

ポイント①

集約化し計画的な施業を行う者に限定して支援

今まで

- ① 計画的に行われない個々の作業に対してもバラバラに助成
- ② 集約化されていない小規模な(年間0.5ha以上)伐り捨て間伐に対しても助成

H23から

- ① 森林経営計画(仮称)の作成者に直接支援
(H23年度は森林施業計画の作成者に直接支援。共同作成も可)
- ② 間伐(～60年生)については、5ha以上集約化した搬出間伐のみを支援
※ 植栽、下刈、除伐(～25年生)等の保育作業は、5haの要件はかけない

従来の森林整備事業

直接支払制度における要件

Step1: 森林施業計画の作成(30ha以上)
※計画を作成しない場合も支援対象

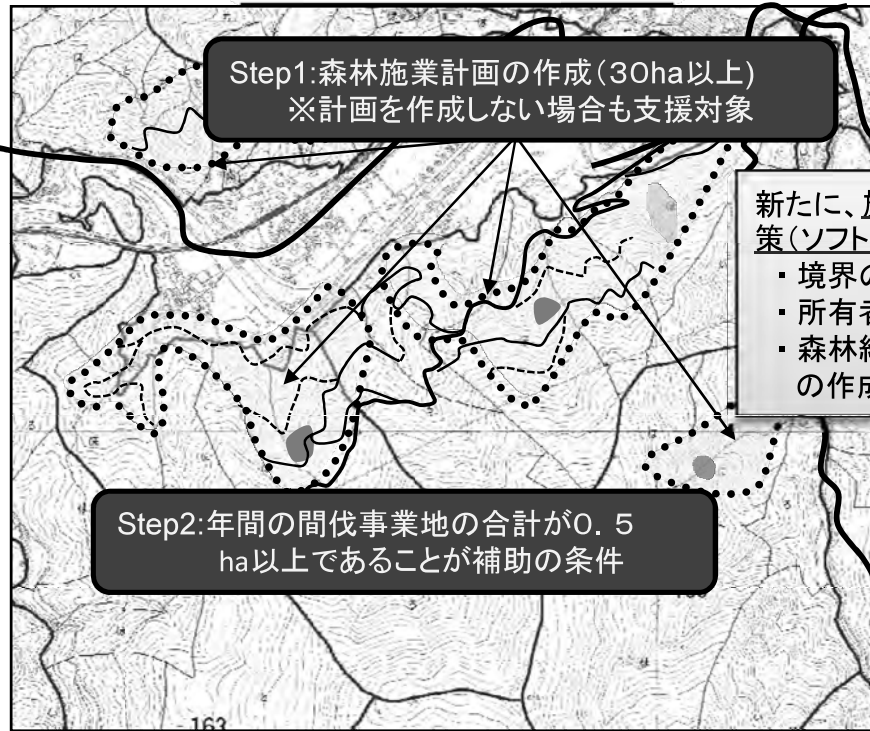
Step1: 森林経営計画(仮称)の作成
(林班単位(現状の1林班の規模は約60ha程度))
※計画を作成しない場合は支援対象外

新たに、施業集約化促進対策(ソフト事業)を創設

- ・境界の明確化
- ・所有者の合意形成
- ・森林経営計画(仮称)の作成

Step2: 年間の間伐事業地の合計が0.5ha以上であることが補助の条件

Step2: この中で年間5ha以上の間伐実施箇所を集約化することが補助の条件



ポイント②

間伐は路網を活用した搬出間伐への支援に転換

今まで

- ・間伐については搬出・伐り捨てを問わず補助
- ・間伐材を搬出しても一定量以下であれば、伐り捨て間伐の単価を適用



伐り捨て間伐

○間伐材の搬出材積とは関係なしに面積あたりの単価を適用



○伐り捨て間伐中心で集約化を行わないため路網整備が進まない

H23から

- ・森林経営計画(仮称)(※)の区域内で、一定量(間伐実施面積1ヘクタール当たり平均10m³以上)の間伐材を搬出している場合に支援

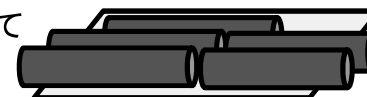
(※H23年度は森林施業計画)

- ・間伐材の搬出材積に応じて標準単価を設定
- ・森林作業道の計画的な整備を要件化



搬出間伐

○間伐材の搬出材積に応じて助成単価を設定



間伐材の搬出材積に見合った助成を得られる

○丈夫で簡易な森林作業道の計画的な整備を要件化



間伐と森林作業道を一体的に実施し、次回間伐の基盤になる

木材自給率50%
の達成に直結

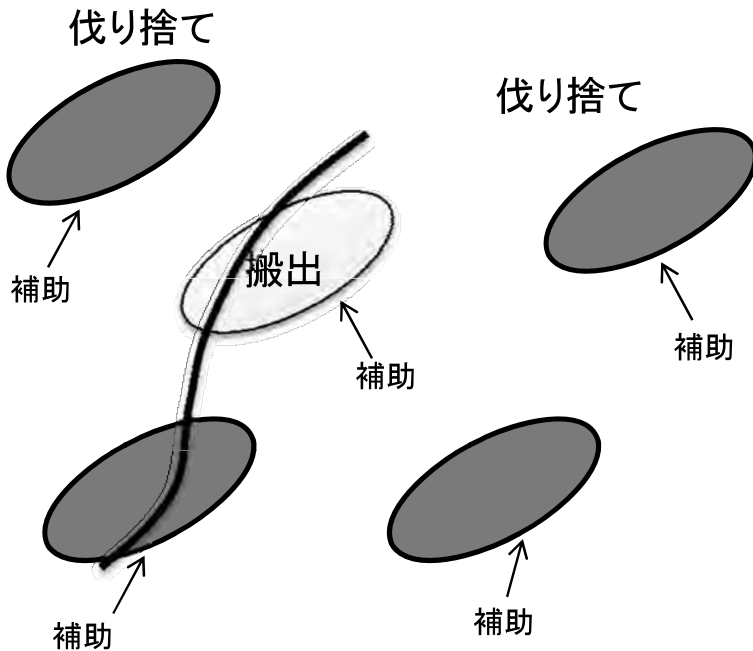
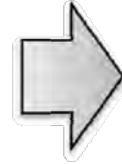
搬出間伐の補助要件について

今まで

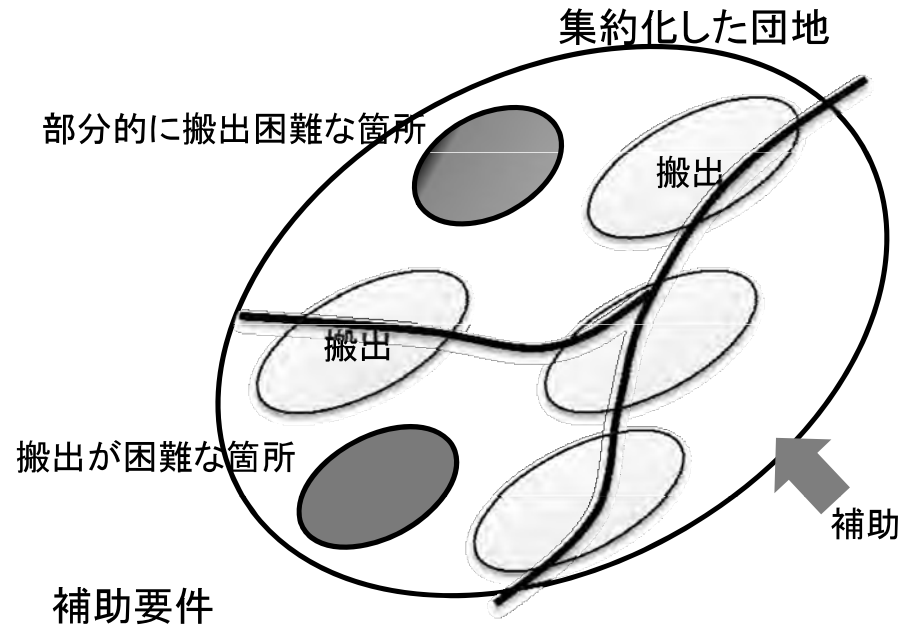
個々に行われる伐り捨て間伐に対しても網羅的に支援

H23から

集約化を行い、林内路網等を活用して搬出間伐を実施する場合に支援。



搬出間伐でも伐り捨て間伐でもそれぞれ補助



補助要件

- ① 森林経営計画(仮称)(※)に位置づけられていること(※H23年度は森林施業計画)
- ② 申請時に5ha以上まとめること(個々の施行地は0.1ha以上)
※複数の所有者による共同申請可能
- ③ 申請の平均搬出材積が10m³/ha以上であること

ポイント③

搬出間伐に向けた低コスト作業システムを推進

今まで

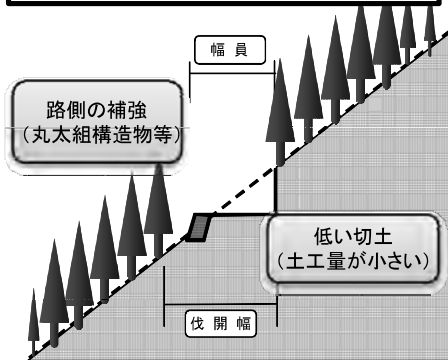
採算が合わないために搬出間伐が進まない

H23から

高密度路網と高性能林業機械を組み合わせた低コスト作業システムを推進
国が標準となる工程(作業ごとの生産性)を提示し低コスト化の目標を明確化

■ 丈夫で簡易な森林作業道等の開設

丈夫で簡易な森林作業道 (土工量が少なく、安定している)



■ 高性能林業機械を用いた作業システム



国が標準となる工程を提示

- 集約化施業等に取り組む事業者を参考に、標準となる工程を提示

都道府県を通じて直接支援

- 国の標準工程を基に、賃金や地域の森林資源の状況を踏まえ、搬出材積に応じて、都道府県が標準単価を設定
- 都道府県を通じ、森林所有者・事業者等に直接支援

搬出間伐のコストダウンを推進